

VI 宗教教育

1 「宗教的情操教育」に関する学習指導要領の記述

【小学校学習指導要領】

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

第3章 道 徳

第2 内容

[第5学年及び第6学年]

- 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
(3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。

【中学校学習指導要領】

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

第3章 道 徳

第2 内容

- 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
(1) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

【高等学校学習指導要領】

第1章 総 則

第1款 教育課程編成の一般方針

- 2 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

第3節 公 民

第2款 各科目

第1 現代社会

2 内容

(1) 現代に生きる私たちの課題

現代社会の諸問題について自己とのかかわりに着目して課題を設け、倫理、社会、文化、政治、経済など様々な観点から追究する学習を通して、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考えることの大切さを自覚させる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

オ 政治及び宗教に関する事項の取扱いについては、教育基本法第8条及び第9条の規定に基づき、適切に行うこと。

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

ア 内容の(1)については、次の事項に配慮するものとする。

(イ) 現代社会の諸問題については、地球環境問題、資源・エネルギー問題、科学技術の発達と生命の問題、日常生活と宗教や芸術とのかかわり、豊かな生活と福祉社会などから、地域や学校、生徒の実態に応じて、二つ程度を選択して取り上げ主体的に課題を追究させるよう工夫すること。

第2 倫理

2 内容

(1) 青年期の課題と人間としての在り方生き方

自己の生きる課題とのかかわりにおいて、青年期の意義と課題を理解させるとともに、先哲の基本的な考え方を手掛かりとして、人間の存在や価値について思索を深めさせる。

イ 人間としての自覚

人生における哲学、宗教、芸術のもつ意義などについて理解させ、人間の存在や価値にかかわる基本的な課題を探究させることを通して、人間としての在り方生き方について考えを深めさせる。

ウ 国際社会に生きる日本人としての自覚

日本人にみられる人間観、自然観、宗教観などの特質について、我が国の風土や伝統、外来思想の受容に触れながら、自己とのかかわりにおいて理解させ、

国際社会に生きる主体性のある日本人としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

(2) 現代と倫理

現代に生きる人間の倫理的な課題について思索を深めさせ、自己の生き方の確立を促すとともに、よりよい国家・社会を形成し、国際社会に主体的に貢献しようとする人間としての在り方生き方について自覚を深めさせる。

イ 現代に生きる人間の倫理

人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間とのかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福などについて、倫理的な見方や考え方を身に付けさせ、他者と共に生きる自己の生き方にかかわる課題として考えを深めさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

イ 先哲の基本的な考え方を取り上げるに当たっては、内容と関連が深く生徒の発達や学習段階に適した代表的な先哲の言説等を精選し、細かな事柄や高度な事項・事柄には深入りしないこと。また、生徒自らが人生観、世界観を確立するための手掛かりを得させるよう様々な工夫を行うこと。

ウ 政治及び宗教に関する事項の取扱いについては、教育基本法第8条及び第9条の規定に基づき、適切に行うこと。

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項の配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、次の事項に配慮するものとする。

(イ) イについては、ギリシアの思想、キリスト教、仏教、儒教などの基本的な考え方を代表する先哲の思想、芸術家とその作品を、観点を明確にして取り上げるなど工夫すること。

2 各国の「宗教教育」について

1. アメリカ

(1) 国家と宗教の関係・・・【厳格分離型】

- 国家と教会ないし宗教を厳格に分離し、相互の干渉及び協働を禁止する。宗教は私事、宗教団体は私法人とされ、国家の宗教的中立性ないし非宗教性が厳しく求められる。したがって、宗教教育は公立学校では禁止される。宗教団体を援助・助成するための財政援助も許されない。

(2) 憲法、教育基本法その他教育法令上の規定

- アメリカ合衆国憲法憲法修正第1条は、「連邦議会は、国教を樹立し、または宗教上の自由な行為を禁止する法律を制定してはならない。」と規定しており、公立学校で宗教教育を行うことは認められていない。ただし、宗教を客観的、中立的な立場で教えることは認められており、例えば、カリフォルニア州教育法では、公立学校において宗教を客観的事実として教えることが認められている。

(参考)カリフォルニア州教育法

第51511条 宗教に関する言及、あるいは宗教文学、宗教的な舞踏、宗教音楽、宗教演劇、宗教美術、その他宗教の重要性を示すものに言及あるいは活用することについては、こうした言及や活用が、宗教上の教義を内容とするものであったり、特定の宗派、教会、信条、分派を支持するものではなく、かつ、指導要領の中に適切に含まれている指導内容に関して付随して行われるもの、あるいは例証するものである場合、本法の規定に基づき、公立学校からこれらを排除してはならない。

2. フランス

(1) 国家と宗教の関係・・・【厳格分離型】

- アメリカと同様に厳格分離型に分類されるが、長い歴史を経て、国家と宗教との厳格な分離（国家の宗教の領域への不介入、宗教の公的領域からの排除）を意味する「消極的中立性」だけではなく、国家が一定の場合に個人の宗教の自由の保障のために個人の宗教信仰に配慮することを意味する「好意的（積極的）中立性」を色濃くもつようになってきている。親の要請に基づきその負担で宗派に応じて行われる公立学校での聖職者（学校専属の司祭）による宗教教育や、私立学校（大部分がカトリック系）に対する財政援助などは認められている。

(2) 憲法、教育基本法その他教育法令上の規定

- フランス共和国憲法第1条は、「フランスは、不可分の非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出生、人種または宗教の差別なく、すべての市民に対し法律の前の平等を保障する。フランスは、すべての信条を尊重する。」と規定している。また、第四共和国憲法前文において、「国は、子どもおよび大人の、教育、職業訓練および教養の機会均等を保障する。あらゆる段階での無償かつ非宗教的な公教育の組織化は、国家の義務である。」と規定している。宗教教育については、1882年の法律（ジュール・フェリー法、教育法典第L. 141-3条）及び1905年の法律（教育法典第L. 141-4条）により、公立学校の教育活動として行うことは禁止され、家庭で行う私事とされている。

3. イギリス

(1) 国家と宗教の関係・・・【国教承認型】

- 国教を建前とするが、それ以外の宗教に対しても国は広汎な宗教的寛容をもって臨み、実質的に狭義の信教の自由をほぼ完全に保障する制度。すべての宗派は、17世紀から20世紀にかけて制定された多くの法律と、18～19世紀以降教育程度の高い階層の国民の間に急速に広まった寛容の精神に支えられて、その活動の自由が保障されてきており、国家は宗教の問題については、ほとんど強制的権限を行使しない。

(2) 憲法、教育基本法その他教育法令上の規定

- 1944年教育法において宗教教育を必修と規定。
- 現行1996年教育法において以下のとおり規定。
 - ①公費により維持するすべての学校の教育課程には、その学校に在籍するすべての児童生徒を対象とする宗教教育が含まれること（第352条第1項）
 - ②公費により維持する学校に通学するすべての児童・生徒は、毎授業日に集団礼拝に参加しなければならないこと（第385条第1項）
 - ③採択される宗教教育の協定要目は、イギリスにおける伝統的な宗教は主としてキリスト教であるという事実を反映するものでなければならず、かつ、イギリスにおいて普及しているキリスト教以外の主要な宗教の教えや実践に対しても配慮を示すものでなければならないこと。（第375条第3項）
- 宗教は、国の教育課程基準である「全国共通カリキュラム」の教科には含まれておらず、具体的な内容は、各地方教育当局が定めることとなっている。時間数については、各学校の裁量に任されている。なお、親が望まない場合は、児童生徒は宗教教育を免除される。

4. ドイツ

(1) 国家と宗教の関係・・・【政教同格型】

- ①国教を認めず、②特定の教会は公法人たる地位を与えられ租税徴収権など一定の特権を付与され、③その固有の事項においては国から独立した共同体として認められるが、国家と競合する事項については政教条約または教会条約を締結し両者の友好的な協働関係の下に処理を行う。国家は、教会の固有の領域には介入しないので、狭義の信教の自由の保障と相まって、国家の宗教的中立性が維持される。

(2) 憲法、教育基本法その他教育法令上の規定

- 連邦基本法においては、「宗教教育は、公立学校においては、非宗教的学校を除き、正規の教科目とする。宗教教育は、宗教団体の教義にしたがって行うが、国の監督権を妨げてはならない。いかなる教員も、その意思に反して宗教教育を行う義務を負わされてはならない。」(第7条第3項)と規定。

- 基本法の規定を受けて、例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法では、以下のとおり規定。

第7条 教育の基本原則

- ① 神への畏敬、人間の尊厳への敬意、社会的行動への心構えを喚起することは、教育のもっとも重要な目的である。(以下略)

第14条 宗教教育

- ①宗教の授業は、世界観学校を除き、すべての学校において正規の教授科目である。宗教教授にあたっては、教師は教会あるいは宗教団体の全権委任を必要とする。いかなる教師も宗教の授業を行うように強制されてはならない。
- ②宗教の授業のための教育課程基準と教科書は、教会あるいは宗教団体と協力しながら決定する。
- ③国による監督権を侵さない限りにおいて、教会あるいは宗教団体は、学校行政局と合意した手続きに従って、宗教の授業がその教義の求めるところに相応しく実施されていることを確認する権利を有する。
- ④宗教の授業を受けないことは、親権者あるいは宗教的成人と認められる生徒の書面による意思表示により認められる。

(注) 宗派混合学校……子どもは、キリスト教的教育観・文化観を基盤として、キリスト教的信条と他の宗教並びに世界観の主張に対して開かれた授業において教育される。

宗派学校……カトリック、プロテスタントの信仰、あるいは別の宗教の信仰を持つ子どもは自分の信仰による原則に従って授業を受け教育される。

世界観学校……子どもは自分の世界観による原則に従って授業を受け教育される。

- 宗教教育の週あたり授業時数は、通常、初等学校で2～3時間、中等学校で2時間程度である。授業は、宗教教育担当の教員又は聖職者が担当する。なお、親権者あるいは生徒の希望により宗教教育を受けないことも認められており、この場合生徒は、それに代わる授業に出席しなければならない。このため「倫理」などの教科が開設されている。

3 宗教に関する国民の意識

○「国民性の研究 第10次全国調査-1998年全国調査-」（「統計数理研究所研究レポート83」より）

・あなたは、何か信仰とか信心とかを持っていますか？

	信じている(%)	信じていない(%)	サンプル数
1958年	35	65	930
1963年	31	69	2,698
1968年	30	70	3,033
1973年	25	75	3,055
1978年	34	66	2,032
1983年	32	68	2,256
1988年	31	69	1,858
1993年	33	67	1,833
1998年	29	71	1,339

・いままでの宗教にはかわりなく、「宗教的な心」というものを、大切だと思いますか、それとも大切だとは思いませんか？

調査年	大切(%)	大切でない(%)	その他(%)	わからない(%)	サンプル数
1983年	80	11	5	4	2,256
1988年	72	15	8	5	1,858
1993年	72	14	3	11	1,833
1998年	68	20	2	10	1,339

○宗教観の国際比較(総務庁青少年対策本部「第6回世界青年意識調査」(平成10年)より)

問：あなたは、人生にとって宗教はどの程度大切なものだと思いますか。

